

坂本ノ瀬原手當ノ抽戻金費ハ廿六日工場ニ於テ支拂テ旨謝
 十一月廿四日 罷 業 工場ハ職工全無ニ權シ職原既成ニ發登
 十 職工側ノ會長手前同業又ハ不慮ニ發シ
 〆成ラスノ筆難關ノ諸束漸々困難イサマテ來々、此日續支個人
 十一月廿三日 〆 職工側ノ旨商額ハ日ニ發ハニ發シテ如謝
 十一月廿二日 〆
 十一月廿一日 謝 業
 中山亞倫難金筆難續發之件
 常陸縣津 赤田 第一油 製

大正十二年十一月廿十日

櫻園法人協調會大阪支所

十一月廿五日 職工ハ解雇通知ヲ取纏メ工場主中山悅治氏ト雇傭
 關係アルモ登氏ヨリ解雇ヲ受ク可キ理由ナシトテ突キ返シタ
 警察ハ事件ノ成行キヲ察シテ工場主ト職工側ノ最後ノ意見ヲ聽取
 シタ

財團法人協調會大阪支所

- 職工側ノ最低要求トシテハ
- 一、工場長ヲ事業係ニ變更スルコト
 - 二、労働組合ヲ認ムルコト
 - 三、決議機關ヲ設クルコト
 - 四、罷業中ノ給料ヲ全部支給スルコト
 - 五、犠牲者ヲ出ザルコト
 - 六、作業中ノ雜費全部ヲ負擔スルコト
- テアツテ工場主ニ於テハ工場長更迭問題ヲ飽迄拒非スルモ其他
 ノ要求ニ就テハ能フ限り容認セントスル方針ナルコトヲ確メ得
 タ